

Park-PFI等に関する調査

(令和8年1月 関東管区行政評価局)

■ 公募設置管理制度(Park-PFI)の実施状況を調査し、その効果と課題を把握

- 都市公園は全国で約11.5万箇所(約13万ha)
施設の老朽化が課題となっているが、財政制約が深刻化する中、維持管理費は減少
- 平成29年の都市公園法(昭和31年法律第79号)の改正により、公募設置管理制度(Park-PFI)が創設
 - ・ 地方公共団体の財政制約が深刻化する中、民間の資金とノウハウを導入して、公園の整備と利用者利便の向上を図ることが目的
 - ・ 都市公園内で営業する飲食店等の収益施設の収益の一部を、広場や園路等の特定公園施設の整備費用に還元することを条件に、許可期間の延長や建蔽率の緩和等の特例措置
- ※ 関東甲信越:62公園で公募設置等指針公表、うち35公園で収益施設供用済(令和6年度末時点)
- 事業者の選定に当たっては、公募の前にマーケットサウンディング(官民対話)の実施を推奨
- 民間事業者が行う特定公園施設の整備に要する費用のうち地方公共団体が負担する金額の1/2を社会資本整備総合交付金により国が支援(地方公共団体の負担金額が1割以上削減されることが交付要件)

主な調査事項

- Park-PFIの効果
- Park-PFIの実施手続
- 公募対象公園施設の状況
- 特定公園施設の状況
- 設置管理許可の状況
- その他

調査対象機関

- 関東地方整備局、都県、市区町等
- 事業者、関係団体

(連絡先)

関東管区行政評価局 評価監視部 第2評価監視官 森田
第6評価監視官 斎藤
電話:048-600-2329(直通)